

■ Article (vol. 60) ■ .....

平成24年度税制改正大綱の主要課題をみる(2)

拓殖大学商学部准教授 稲葉知恵子

前号(vol.59)に引き続き、「平成24年度税制改正大綱」の主要課題について概観する。本稿では、資産課税、消費課税等を扱う。社会保障と税の一体改革を実現するための税制抜本改革へ向けて「平成24年度税制改正大綱」はどのような内容を掲げているのか、平成25年度以降の検討事項としてどのような方向性が示されているのかについて注目したい。

【資産課税】

(相続税・贈与税)

平成23年度税制改正で掲げられた基礎控除の引下げを始めとする相続税の課税ベースや税率構造の見直し、子や孫などが受贈者となる場合の贈与税の税率緩和等の措置については税制抜本改革において実現することが目標とされた(「平成24年度税制改正大綱」7頁)。「平成24年度税制改正大綱」では、以下の項目が掲げられている<sup>1</sup>。

- 若年世代への資産の早期移転や省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅ストックを形成する観点から、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を拡充・延長する。

	平成25年	平成26年	平成27年
・特別枠(省エネ・耐震住宅)	1,500万円	1,200万円	1,000万円
・一般枠	1,000万円	700万円	500万円

- 山林に係る相続税の納税猶予制度を創設する。

- 相続税の連帯納付義務を緩和する。

住宅取得等資金贈与に係る非課税措置の延長・拡充として、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、非課税限度額(現行1,000万円)が上述のようになる。なお、東日本大震災の被災者については、平成26年12月31日まで非課税限度額が特別枠(省エネ・耐震住宅)の住宅用家屋の場合には1,500万円、それ以外の住宅用家屋の場合には1,000万円となる。

林業経営相続人が森林経営計画に従ってその山林を一括して取得し、当該認定計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合には、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置が講じられる。

相続税の連帯納付義務について、申告期限等から5年を経過した場合と納税義

1 財務省「平成24年度税制改正大綱の概要」

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2012/24taikou\\_gaiyou.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/24taikou_gaiyou.pdf)

務者が延納又は納税猶予の適用を受けた場合に、連帯納付義務が解除される。

(固定資産税・都市計画税)

固定資産税・都市計画税について、「平成24年度税制改正大綱」では以下の項目が掲げられている<sup>2</sup>。

- 原子力災害からの復興を支援するため、福島復興再生特別措置法案（仮称）の制定に伴う税制上の措置を当分の間継続して講じる。
  - ・ 避難区域内の土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除措置
  - ・ 課税免除区域から除外された区域に対する固定資産税等の減額措置（3年度分）
- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年間延長する。
- 固定資産税等（土地）の負担調整措置は、原則として、現行の仕組みを3年延長する。また、住宅用地特例（特例割合1/6等）も現行を継続する。ただし、不公平是正の観点から、住宅用地に係る据置特例を経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止する。

#### 【消費課税】

平成23年6月30日に決定された「社会保障・税一体改革成案」において、「まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」（10頁）という方針が示された。

具体的な時期と税率については、平成23年12月29日に実施された民主党税制調査会、社会保障と税の一体改革調査会の合同会議総会で、消費税率を平成26年4月に8%、平成27年10月に10%と2段階で引き上げることが決定された。翌30日には、政府税制調査会においてこれが了承された<sup>3</sup>。

平成24年1月6日にこの内容を盛り込んだ「社会保障・税一体改革素案」が社会保障改革本部で正式決定され、消費税関連法案は平成24年3月末までに国会へ提出される予定である。

#### 【環境関連税制】

環境関連税制として、車体課税とエネルギー課税が掲げられた。具体的な項目については次の通りである<sup>4</sup>。

---

2 財務省「平成24年度税制改正大綱の概要」

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2012/24taikou\\_gaiyou.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/24taikou_gaiyou.pdf)

3 政府税制調査会 平成23年12月30日 議事録

[http://www.cao.go.jp/zei-cho/news/2012/icsFiles/afieldfile/2012/01/12/23zen30kaia\\_1.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/news/2012/icsFiles/afieldfile/2012/01/12/23zen30kaia_1.pdf)

4 財務省「平成24年度税制改正大綱の概要」

- 自動車重量税については、
  - ・ 車検証の交付等の時点で燃費等の環境性能に関する一定の基準（燃費基準等の切り替えに応じて変更。現時点では平成 27 年度燃費基準等）を満たしている自動車には、平成 24 年 5 月 1 日以降、本則税率を適用する。それ以外の自動車に適用される「当分の間税率」について、13 年超の自動車を除き、引き下げを行う。
  - ・ 地球温暖化対策の推進、自動車産業の技術的優位性の確保・向上等の観点踏まえ、いわゆる「エコカー減税」について、燃費基準等の切り替えを行うとともに、自動車重量税については特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置を拡充した上で、平成 27 年 4 月まで 3 年延長する。
- 自動車取得税についても、「エコカー減税」について、燃費基準の切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、平成 27 年 3 月まで 3 年延長する。
- 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの約 9 割を占めるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出を抑制する観点から、「地球温暖化対策のための税」を導入する。
  - ⇒ 全化石燃料を課税ベースとする石油石炭税に CO<sub>2</sub> 排出量に応じた税率を上乗せ。

上乗せする税率 :	原油及び石油製品 760 円/kl (現行 2,040 円/kl)
	ガス状炭化水素 780 円/t (現行 1,080 円/t)
	石炭 670 円/t (現行 700 円/t)

平成 24 年 10 月 1 日施行。平成 28 年 3 月 31 日までの間、所要の経過措置を講じる。

#### 【国際課税】

国際課税については、「国際的租税回避を防止して我が国の適切な課税権を確保すると同時に、投資交流の促進等により我が国経済を活性化するという基本的な考え方に立ち」（「平成 24 年度税制改正大綱」12 頁）適正な課税及び徴収に向けた措置等が図られた。具体的な項目については次の通りである<sup>5</sup>。

- 平成 23 年 11 月に税務行政執行共助条約に署名したこと等を踏まえ、条約の国内担保法の整備の一環として、徴収共助に関する規定の見直しを行う。
- 一定額（5,000 万円）を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度を創設する。

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2012/24taikou\\_gaiyou.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/24taikou_gaiyou.pdf)

5 財務省「平成 24 年度税制改正大綱の概要」

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2012/24taikou\\_gaiyou.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/24taikou_gaiyou.pdf)

- 過大な支払利子を通じた租税回避を防止するため、関連者への純支払利子等の額が所得水準の一定割合（50％）を超える部分の金額を、当期の損金の額に算入しないこととする。

財務省「平成24年度税制改正大綱」

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2012/231224taikou.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/231224taikou.pdf)

財務省「平成24年度税制改正大綱の概要」

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2012/24taikou\\_gaiyou.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/24taikou_gaiyou.pdf)

内閣官房「社会保障・税一体改革成案」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kentohonbu/pdf/230630kettei.pdf>

内閣官房「社会保障・税一体改革素案」

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/seihu\\_yotou/240106kettei.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/seihu_yotou/240106kettei.pdf)

以上